

秋の叙勲・褒章

平成 26 年秋の叙勲・褒章が 11 月 3 日に発表されました。
志賀町から岡田勉さん（川尻）と貝崎さん（貝田）の 2 人が
受章しました。

瑞宝双光章

岡田 勉 さん（77 歳） —川尻—

「立派な章をいただき、驚きと共に、大変嬉しく、有難く思っています」と語る岡田さん。今回の受章に、家族も自分のことのように喜んでくれたそうです。

教員を 38 年間勤め、上熊野小学校や高浜小学校の校長、校長会会長なども務め、児童生徒の教育に携わりました。

また、平成 13 年 12 月から 3 年 8 カ月の間、旧志賀町教育委員を務め、地方教育行政の推進、社会教育、スポーツ文化の振興に貢献しました。

教育にとって、地域・家庭・学校とのつながりが大変重要だという岡田さん。学校は地域があってこそ成り立つことを教員生活を通じて、痛感したといえます。

「これまで支えてくれた家族や職場の先輩・同僚、生徒たちに感謝です。これからも志賀町の教育発展を願っています」と話しました。



藍綬褒章

貝崎 輝子 さん（74 歳） —貝田—

保護司を務め、今年で 24 年目を迎える貝崎さん。

保護司とは、保護観察のついた人を観察・指導し、更生させる仕事です。

貝崎さんは、昭和 63 年に、富来地区会長の誘いを受け、農協に勤めながら、保護司の仕事を引き受けました。

その頃、地域には、男性保護司しかおらず、女性保護司の先駆けとして、任務につきました。講習会や定例研修会にも積極的に参加し、役務に尽力しました。

「やると決めたら、真面目に役を全うする性格なんです」と本人もご家族も話します。

「支えてくれた皆さんのお陰で立派な章をいただき、大変感謝しています。また、健康でいたからこそ、ここまで務めることができました。これからも元気な限り、保護司として勤めていきたいです」と話しました。



第10回文化祭が盛大に開催

第10回志賀町文化祭が、11月1日から3日にかけて、文化ホールと富来活性化センターを会場に開催されました。会場では、文化協会、愛好会、児童生徒、一般の方々などによる力作が展示され、両会場とも多くの人が来場し、活気ある文化祭となりました。

3日の文化の日には、文化ホール大ホールで、文化の日記念式典、記念講演会、コントショー、舞台アトラクションを開催。記念講演会では、ミュージシャン・子どもサポーターで道徳講師でもある山田パンダ氏が「シニア世代の独立独歩〜挑戦のすすめ〜」と題し、子どもたちの笑顔に救われた自身の経験や、現代の子

どもたちに周りの大人ができることは何かを語りかけました。講演終了後は「御供田幸子のコントショー」や、文化協会による舞台アトラクションが繰り広げられました。大正琴で始まり、民謡・舞踊、琴、詩吟、合唱、よさこい、木遣、太鼓の多彩な舞台芸能が披露され、会場から大きな拍手が送られました。

また一階ロビーでは、女性団体協議会、ガールスカウト、志賀高校によるバザーや、志賀町の文化財の展示もありました。出演にご協力いただいた皆さま、ありがとうございました。



▲展示品の数々



▲山田パンダ氏による講演会



▲会場を盛り上げたアトラクション

多文化共生交流事業

町内在住の外国人とおはぎ作り&歌と踊りの交流を図ります。

- ◆日時 12月23日(火・祝) 9時30分〜15時
- ◆場所 志賀町文化ホール 小ホール
- ◆対象者 町内在住の外国人
- ◆持ち物 エプロン
- ◆講師 室谷加代子氏、高田善生氏
- ◆申込期間 12月16日(火)まで
- ◆申込先 生涯学習課

平成27年成人式

平成27年成人式の日程です。

- ◆日時 平成27年1月11日(日) 受付 10時30分 終了 13時(予定)
- ◆場所 能登ロイヤルホテル
- ◆対象 町内在住または出身の人で、今年度20歳をむかえる人 (平成27年4月2日)
- ◆問い合わせ先 生涯学習課 32-9350

文芸教室

西浦川柳会

捨てがたく残した品もたまらなだけ
 ポイ捨てをするなら捨てる人の身に
 捨て切れぬタンスの中の着物達
 愛着で捨てきれずにゴミの山
 断捨離と言われるけれど片付かず
 マニフェスト当選までの捨て台詞
 欲捨てず貯め込んで置きゴミ屋敷
 健康へ無くしたいのはメタボ腹
 だんだんと無くなる細胞怖いボケ
 気はあるが無い袖振れぬ時もある
 カカ喋る無口な俺に出番無し
 無農薬油断大敵虫の勝ち

投稿 短歌、俳句、川柳

大嵐、曾々木、岩場の波の華
 父母の墓、野菊も添えてお参りす
 老いらくのそれぞれの思い夜長かな
 中秋の月澄みわたる花芙蓉
 降り積る雪や今夜もおでん鍋
 不動滝爽やか風に水しぶき
 ーイオン肌マイナスに染みいる
 秋の夜に本読むそばの窓辺から
 虫の音聞こゆ老いは幸わせ
 よびかける父母の声背に幼な子は
 稲穂手にしてあぜ道かける
 ハマの墓地幼友ら集いて七回忌
 故郷磯の小石供えつ

- 三井かほ里
- 高島 和子
- 川上 富子
- 西尾 海春
- みやみちさかし
- 柴田 政行
- 岩井マサ子
- 赤崎 がな
- 芝山 照子
- 池田 洋子
- 古森 真猿
- 林 ちよ子
- 山守 宏子
- 上野 末子
- 浅子
- 元尾 智子
- みさの
- 志津江
- 松本理希三

「文芸教室」に掲載する作品を募集しています。短歌、俳句、川柳については一首（一句）として送付ください。紙面の都合上、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

■宛先／〒925-0198志賀町末吉千古1番地1 志賀町教育委員会 生涯学習課まで ※毎月3日までにお送りください。

町職員の給与は、国家公務員や民間企業とのバランスを考慮して給与条例などで定められています。その内容や人事行政の運営の状況、取り組みについて、より公平性と透明性を高めるため、広く町民の皆さんにお知らせします。

06 勤務時間そのほか勤務条件

(1) 勤務時間の概要（窓口業務職員、一部施設勤務職員を除く）

（平成26年4月1日現在）

開始時刻	午前8時30分
休憩時間	正午～午後1時
終了時刻	午後5時15分
1週間の勤務時間	38時間45分
勤務を要しない日	土曜日・日曜日

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

平成25年	平成24年
9.1日	9.2日

年次有給休暇は1年につき20日付与されます。残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

(3) 育児休業・部分休業、育児短時間勤務の状況

（平成25年度）

区分	育児休業	部分休業	短時間勤務
男性	1人	0人	0人
女性	9人	1人	0人
計	10人	1人	0人

職員は3歳に満たない子を養育するため、町長などの承認を受けて、3歳に達する日まで育児休業を取得することができます。

職員は小学校の就学の始期に達するまでの子を養育するため、町長などの承認を受けて、部分休業の取得や当該職員が希望する日および時間において勤務できる育児短時間勤務をすることができます。

07 分限・懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
平成25年度	0人	0人	1人	0人
平成24年度	0人	0人	2人	0人

分限処分は、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、職責を十分に果たせないなどの一定の事由がある場合、その職員に対して行われる処分です。

(2) 懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
平成25年度	0人	0人	0人	0人
平成24年度	0人	1人	0人	0人

懲戒処分は、職員に非違行為があった場合や職務を怠った場合、非行があった場合になされる処分です。

08 公務災害などの状況

区分	公務災害	通勤災害	計
平成25年度	0件	1件	1件
平成24年度	2件	0件	2件

職員が公務災害、通勤災害を受けた場合に、を受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、併せて社会復帰の促進、職員およびその遺族の援護を行う制度です。

09 職員の健康診断など受診の状況

区分	受診者（受診率）	
	平成25年度	平成24年度
定期健康診断	335人（96.0%）	354人（97.8%）
胃部検診	105人（30.1%）	106人（29.3%）
大腸がん検診	143人（41.0%）	140人（38.7%）
肺がん検診	300人（86.0%）	313人（86.5%）

職員の福祉の増進と行政効率の向上を図るため、労働安全衛生法および志賀町職員安全衛生管理規程に基づき健康診断を実施し、職員の健康管理を図っています。

10 研修の状況（平成25年度）

(1) 町研修会・講習会

研修会名	開催回数	受講者数
人事考価評価者研修	2回	69人
新規採用職員研修	2回	6人
法制執務研修	1回	11人
わかりやすい説明の仕方研修	2回	44人
原子力防災講習会	2回	70人
合計	9回	200人

(2) 派遣研修

研修区分	期間	受講者数
石川県市町村職員研修所	1日～4日	33人
その他研修機関	1日～4日	7人
石川県	1年	1人
合計	—	41人

職員の勤務効率・資質の向上のため、各種研修会の開催、職員研修所などへの派遣を実施しています。

町職員の給与などを公表します

01 総括

(1) 人件費 (平成25年度普通会計決算)

人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
人	千円	千円	千円	%
22,258	14,152,354	100,264	2,030,818	14.3

- ※1 人件費には、一般職の職員の給料や職員手当のほか、町長、副町長、議員など特別職に属する職員の給料や報酬などを含まれます。
- ※2 人口は、平成26年3月31日現在の住民基本台帳に基づいて記載しています。

(2) 職員給与費 (平成25年度普通会計決算)

職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	
人	千円	千円	千円	千円	千円
256	924,753	98,028	320,121	1,342,902	5,246

- ※1 職員手当には、退職手当は含まれていません。
- ※2 町長、副町長、議員などの特別職の給料、報酬などは含まれていません。
- ※3 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

02 職員の平均給料月額、初任給

(平成26年4月1日現在)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.4歳	316,100円	344,600円
技能労務職	50.3歳	261,500円	272,400円

- ※1 「平均給料月額」とは一般行政職および技能労務職の職員の基本給(給料月額)の平均です。
- ※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均です。

(2) 職員の初任給の状況

区分	一般行政職	技能労務職
大学卒	161,600円	—
高校卒	140,100円	137,200円
中学卒	—	129,200円

03 期末・勤勉手当

期末手当・勤勉手当(平成25年度支給割合)

区分	支給割合	加算措置
期末手当	2.60月分	職制上の段階、職務の級などによる加算・役職加算 5%~15%
勤勉手当	1.35月分	

※ 勤勉手当の支給割合は成績率ごとに異なります。記載している支給割合は、平成25年度における平均的な支給割合です。

04 特別職の報酬

(平成25年度)

特別職のうち町長、副町長、教育長、議会議員の給料、報酬、期末手当

区分	給料・報酬月額	期末手当(支給割合)
町長	756,000円	6月期 1.40月分
副町長	625,000円	12月期 1.50月分
教育長	595,000円	計 2.90月分
議長	284,000円	町長・副町長・教育長(職責加算40/100) 議長・副議長・議員(職責加算15/100)
副議長	244,000円	
議会議員	230,000円	

※1 町長については給料抑制措置後(△10%)です。

05 職員数の状況

(各年4月1日現在)

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	平成26年(A)	平成25年(B)	増減数(A-B)
一般行政部門	218人	218人	0人
教育部門	37人	39人	△2人
公営企業会計など	90人	88人	2人
合計	345人	345人	0人

※教育長を含みます。

【主な増減理由】

- ・退職者の不補充による減
- ・医療技術職の補充および業務の充実による増

(2) 定員管理の数値目標(全会計)

平成22年4月1日~平成27年4月1日における
定員管理の数値目標

平成22年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	純減数	純減率
377人	339人	38人	△10.1%

気がつけば、もう師走。何かと慌ただしい季節ですね。クリスマスの絵本やおせちの作り方など、年末年始に役立つ本をたくさん取り揃えています。ぜひ来館ください。

【志賀町立図書館】

★もうすぐクリスマス★

～手づくりスノードームをお家に飾ろう!～

もうすぐ待ちに待ったクリスマス。スノードームを手づくりしてみませんか? 皆の参加をお待ちしています!

日時: 12月20日(土) 13:00～
場所: 2階 (定員: 20人)



●クリスマスおはなし会

日時: 12月20日(土) 14:00～
場所: 2階・おはなし会室
対象: 幼児・小学生

クリスマスのスペシャルなおはなし会です。親子、友だち、皆の参加をお待ちしています!

●おはなし会

日時: 12月3日(水)・17日(水) 16:00～
場所: 1階・絵本コーナー

◆おすすめの本◆

○暮らし上手の和食教室

樫出版社

和食はだしで決まると言います。そのだしが簡単に取れるアイデアや、素材を美味しく味わえるコツとレシピを紹介した『暮らし上手シリーズ』の最新刊です。

◆新着の本◆

- 冬を待つ城 安部 龍太郎
- 怪しい店 有栖川 有栖
- キャロリング 有川 浩
- 池田屋乱刃 伊東 潤
- 親鸞 完結篇 上・下 五木 寛之
- 自覚 (隠蔽捜査 5.5) 今野 敏
- 死に支度 瀬戸内 寂聴
- サラバ! 上・下 西 加奈子
- 遙かな道 津村 節子
- テミスの剣 中山 七里
- ゴースト・スナイパー ジェフリー・ディーヴァー

休館日 12月1日(月)、8日(月)・15日(月)、
22日(月)・28日(日)～1月5日(月)

開館時間・問い合わせ先

志賀町立図書館 ☎32-1740

志賀町立富来図書館 ☎42-2777

平日 9:30～18:00

土日祝 9:30～17:00

児童館通信

……お知らせ……

★工作 (クリスマスツリーづくり)

12月6日(土)、13時30分から、高さ15センチほどのクリスマスツリーを作ります。ツリーにモールやビーズ、リボンなどを思い思いにアレンジ。色、形を工夫して、おもしろくて可愛いクリスマスツリーを作ってみましょう。多くの子どもたちの参加をお待ちしています。



★クッキング (シフォンケーキ)

12月13日(土)、13時30分から、橋本栄養士の指導で、人気の「シフォンケーキ」を作ります。ふわっと軽いケーキの生地づくりや、生クリームでのコレーションの仕方を教わります。また、いちご大福づくりも予定しています。希望する人は児童館まで申し込んでください。お待ちしております。



12月の行事予定

6日(土) 工作(クリスマスツリーづくり・定員12人・対象小学1～4年生)	13:30～
10日(水) 親子リトミック遊び (定員20組)	10:30～
13日(土) クッキング(シフォンケーキ・定員15人・材料費100円)	13:30～
28日(日) バトン・キッズ	13:30～

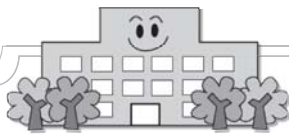
★申し込み、お問い合わせは志賀町児童館まで

休館日 12月21日(日)、23日(火祝)
29日(月)～1月3日(土)

開館時間 9時～17時30分

問い合わせ先 志賀町児童館

☎ 32-1724



安全第一で環境に配慮しながらの校舎づくり

高浜小学校敷地内では、統合小学校の新築工事が順調に進んでいます。工事で最も大切なことは、まず「安全」。学校の敷地内で建設されているため、周辺環境に配慮する必要もあります。主な対策は次の通り。

01 工事エリアを明確に防音パネルなどで囲い込み、児童と工事車両の出入口を完全に分離しました。



01 児童が登校する出入口

02 建設機械は、超低騒音型の機種を選定。モニターを二カ所設置し、現場監視されています。



02.03 騒音・振動計とエアコン

03 年間を通じて教室の窓を閉めきって授業ができるように、エアコンを仮設し、対応しています。

04 工事期間中、遊び場を中庭に移設し、新しい遊具も配置。遊具は、新校舎の遊び場へ転用します。



04 中庭で遊ぶ児童

現地では、これらの対策を講じながら、毎日、学校と連絡をとり、異常や不都合がないか聞き取りも行っています。

法律相談

・弁護士（元高等検察庁検事）、愛知学院大学法科大学院教授
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事故など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任。

激甚災害について

Q：8月20日に広島市で起きた大規模な土砂災害について、政府は、早々に「激甚災害」に指定。被災者の救援などにあたりましたが、そもそも、「激甚災害」とはどういう制度でしょうか。また、被災者はどのような支援が受けられるのでしょうか。

A：激甚災害（げきじんさいがい）とは、大規模な地震や風雨などによる著しい被害を受けた災害のことをいいます（激甚の「甚」という言葉は、普通の程度を超えている意味。すなわち非常に激しいことを意味します）。言い換えれば、国民経済に著しい影響を及ぼすほどの大きな災害で、被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる災害をいいます。法律としては「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」通称「激甚災害法」に基づきます。激甚災害には、全国規模で災害そのものを指定する「激甚災害指定基準による指定（通称：本激）」と市町村単位で指定する「局地激甚災害指定基準（通称：局激）」の2種があります。

過去に「本激」を指定された主な災害は、①平成7年の阪神・淡路大震災、②平成16年の新潟県中越地震、③平成23年の東日本大震災などが、また、「局激」を指定された災害は、①平成19年の能登半島地震による災害（七尾市、輪島市など）、②三宅島の噴火による災

害などがあります。

「本激」は災害に対してのみ指定され、地域を特定されませんが、「局激」は、災害と対象地域が特定されます。

激甚災害に指定された場合、国と都道府県の負担で避難所や仮設住宅、給水活動、食料や衣服の給付などは当然ですが、国は災害復旧事業の補助金を上積みして、被災地の早期復旧を支援します。公共土木の被害や農地などの被害については、従来の国庫補助からさらに1割から2割程度、嵩上げ措置が講じられます。また、中小企業者などの被害については、災害復旧貸付などの支援措置として、金利の引き下げや償還期限の延長などがあります。

個人の被害の補償については、「被災者生活再建支援法」に基づいて、家が全壊、または解体を余儀なくされた、あるいは長期の避難を余儀なくされた場合は、100万円、大規模な半壊の場合は、50万円が支給されます。また、住宅を建設・購入の場合200万円、補修の場合100万円、賃借の場合50万円が各々支給されます。その他、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づいて、生計維持者が亡くなった場合は500万円、その他の人は250万円を支給することになっています。

最近、日本列島は大きな自然災害が頻発していますが、来年は、災害のない平穏な年であることを祈りたいですね。